

35年度 平常費 決算 参考資料

収入部 総合費 月別推移表

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
月次平均	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300	7,400	7,500
前年度比	100%	101%	102%	103%	104%	105%	106%	107%	108%	109%	110%	111%	112%	113%	114%	115%

収入内訳

一般事務費	32,000	分室設備費	27,318
分室設備費	142,825	工賃費	75,055
分室出張費	273,610	十年費	62,600
分室出張費	304,860	分室出張費	274,413
分室出張費	587,418	その他	90,916
工賃費	102,550	合計	1,077,205

経費

一般事務	261,158
分室出張	27,220
分室出張	60,080
経費	26,837
その他	10,174

計 404,609

一般事務内訳

経費	6,000
分室出張	2,000
分室出張	2,000
分室出張	2,000
分室出張	2,000
分室出張	2,000
分室出張	2,000
分室出張	2,000
分室出張	2,000
分室出張	2,000

計 261,158

元期改正費

15年	36年	計
2,000	2,000	4,000
2,000	2,000	4,000
2,000	2,000	4,000
2,000	2,000	4,000

計 10,000 計 10,000 合計 20,000

10年度費

10年度	277,000
10年度	277,000
10年度	277,000
10年度	277,000

計 1,077,205

分室費

分室費	122,000
分室費	122,000
分室費	122,000
分室費	122,000

計 122,000

分室内

分室内	27,318
分室内	27,318
分室内	27,318
分室内	27,318
分室内	27,318
分室内	27,318
分室内	27,318
分室内	27,318

計 27,318

確 認 事 項

事業所設置における施設費に因りての通り確認する

記

一、寄付金制

1. 税上安全な制度であること
2. 収支は明、瞭とする
3. 法に定める必要書類又は均手をつける
4. 収支は世間互に前後を以て確認する

二、入所施設費制

産業連の特別施設については当然に徴、受取額を収支する収支帳に
記してその収支帳面を変更することがある

三、調査対象内各

調査対象は世帯、職業別又は事業所の名称、事業所合併等を変更
して適正に自付ける

四、資金収支

1. 収支明細帳

市内簡便制

収支一日につき 4分2厘(一収支帳止帳C)

収支明細帳 所収に於ける本人記

2. 一般収支明細帳

(1)	収支額	調整額	差
現金A 収支	347M	215M	56.2M
・ B . . .		210	5.7
仕入A . . .		195	5.2
・ B . . .		155	5.0
・ C . . .		135	4.8

(2) 資金収支

本人の所有における資金収支を定額する

(3) その他の収支

一般収支の収支は定額する

但し、特別収支、収支明細帳収支明細帳については収支額として
記載する

五、その他

1. 寄附金に課したものは収支額よりはずし納税に於いて課税天
賦に於ける。

但し、本人の所得により収支の準備金納税の理由あるものにつ
いては課税前に納税させることもある

2. 寄附金に課した収支は収支明細帳収支明細帳の収支に収支額
を納税し本人の所得に応じて収支させることもある

3. 収支明細帳中の収支明細帳は廃止する

六、収支明細

昭和36年7月10日より実施する

以 上

昭和36年7月7日

民間労働者協会

執行部長

民間労働者協会の

組合長

吉田 元 郎

巻 一 二



各社の実情報告 (367・12)

[illegible]

會社最終案 (36 頁 13)

[illegible]

昭和商會新會社設立に關する會社提案（第三回）

8 36 9 14

昭和商會新會社設立に關し、6月17日に第一回、6月26日に第二回の交渉を行ひ、新會社設立の理由を説明し、従来の昭和商會の本意でありました役員及びその事業に關係し、物資を販賣し生活向上を図るとともに新會社自体としての事業の開展に關する基本方針を述べました。又、相關する役員の方々の賛同を得た。その結果として新會社を組織して参りました。今回は新會社設立に關し、組合の組織、財政、業務、及び役員に關し、意見を伺ふことになつております。6月26日の第二回交渉以來既に30日経過しました。その間、組合の行進その他理由もあり、又組合としても本意に關し、異議のある点もありましたが、今後は積極的に交渉を進め、充分の準備を以て、新會社の意のある所を組織して、早急に新會社が満足出来るような施設の整備を進めて御願いする次第であります。

尚、組合の副会長を岡村、日原議長より補足説明致さすので宜しく御願ひします。

新會社社務委員をモットーに經營し、今以上に消費者の利便を図り得ると確信致しております。先づ35年度の収支及び新社の収支費を比較説明し、新會社の経営方針を説明して行きます。

（収支表提出）概要

一 売上額の増加について

35年度に比し新會社に於て売上額が増加しておりますが、これは35年度の商會役員会委員の協賛で、約2,420千円、生活費総額は約2,450千円、4千円と増大されました。そして35年度の売上額は約2,420千円でありました。利用率は35%に達しますが、他社に於ては約4割の利用率を示してあるとともあります。新會社に於て一律にその額まで引上げるのは無理としても、4割乃至5割までは引上げ得る、また引上げるべき点と考へて陳述を致しております。

りです。仮りに半額としても売上額は約2,450千円とを要しますが、約2,450千円と計画を定めております。これには商會役員各位の協力をあつて、それとて達成出来るのでありますので、甚だ御意を御願ひする次第であります。

新會社と致しまして、先づ第一に仕入技術の向上を図ることにより、適宜に減した物品を仕入に仕入れて、販賣の計画をつくり、第二として、次の知と販賣方法の改善により売上額の増進を計画しております。

（一）販賣時期の改正（消費者の最も利用し易い時期に変更する）

（二）販賣方法の拡大

① 外面部販賣

② 特定の商標製造（オートバイ、カメラ、家具、布地、書籍、民衆品、石ナツ等）

③ 店林との協同販賣（合資店）

④ 特別大衆品の販賣（食、都）

⑤ 見物品の販賣販賣

（三）販賣品目の拡大

① 飲料の販賣

② 飲料の販賣

③ 飲料の販賣

④ 飲料の販賣

⑤ 飲料の販賣

⑥ 飲料の販賣

⑦ 飲料の販賣

⑧ 飲料の販賣

⑨ 飲料の販賣

⑩ 飲料の販賣

⑪ 飲料の販賣

⑫ 飲料の販賣

⑬ 飲料の販賣

⑭ 飲料の販賣

⑮ 飲料の販賣

⑯ 飲料の販賣

⑰ 飲料の販賣

⑱ 飲料の販賣

三 物産会の決算について

35年	新会社
物産会 8,788千円	1,568千円

取立器具
アイスボックス
扇風機
ミゼット機代

等の購入で増加します。

四 経費の決算について

35年	新会社
経一般 8,371千円	870千円
支払経費料 1,400千円 (新専本店1,000千円)	
広告宣伝費 500	
買取品経費 200	
従業員教育費 60	
総 計 3,300	

で増減をします。

【今まで未償還経料1,400千円を支払っていたが今般はミゼットで償還すると
にをり分母に非とする】

四 関係会の決算について

35年	新会社
関係会 1,633千円	1,185千円

関係人件費 } △
関係物品経費 } 2,000

今まで関係補助金で負担していた分が償還をします。

以上の会社提議に対して組合の方針を7月31日の臨時組合に於て明
確にした。

船舶所外債は前掲全額であり、実質組合の松下である金貸金借化とい
う考え方で今後の争いを図るの方向による強力な争いを進めて行く

方 針

- 1 会社提議の新会社設立が、それぞれの実質組合と船舶所外債員の
身組条件その他諸権利の類型には固守反対する

以 上

コール・カフターに関する覚書

新設支店の分

其島炭礦株式会社と其島大之節炭礦労働組合と昭和36年7月24日協定せる「コール・カフター本機試験使用」に基き、使用事項と当該支部は、左の通り覚書を交換する。

記

一 使用基準

昭和34年11月2日協定せる「ツラウ・ローダー」使用基準とは同一とする。

二 人員、就業率

採炭隊 当部5の市定額 44名就業とす

採炭大就業率は会報明瞭表示通りとする。

留今、切羽柱の無移、情況変化に伴い人員及びサイクル側面について必要の改編とする。以上人員について必要の改編能はあり得る。

修繕工 当分の採炭隊方に各方1名の就内修繕工を専任配置す。

三 入坑時間、入率、正風額

入坑時間

甲方	先発	午前5時20分	本方	午前7時15分
乙方	先発	午後1時35分	本方	午後3時
丙方	先発	午後7時20分	本方	午後11時

入率

甲方入坑時角率は午前5時20分新設炭礦組合入率を定額とし、

以下所定の正風ダイヤに基く。昇坑時所要時に基く。

正風額

採炭隊各方ノ時間短縮時間を延長す。

一 「コール・カフター」使用採炭の作務員に対し保安教育を実施する。

一 採炭の光復方式本復する場合は事前に話し合う。

一 その他発生する諸問題については、交渉過程における協定の精神を尊重し、解決する。

一 実施期日 昭和36年8月17日

以上

昭和36年8月2日

其島炭礦株式会社

新設本炭坑採炭 青 藤 芳 夫

其島大之節炭礦労働組合

新設本炭坑支部長 堀 尾 深次郎



水道料金調査資料

35.3.4

調査 人数 5/20人 (給水を受ける世帯)

→計り 一月平均使用量 16.18㍒ ～ 36年4月～7月間

→人当り 一月平均使用量 2.18㍒

料金 10㍒迄 180円以下 1㍒増毎に 15円増加

→計り 一月平均料金 275円

→人当り 一月平均料金 42円

→タ→燃料 一月 30円

調査対象 戸数 77戸 331人 (全世帯調査付き)

7月使用量

→計り平均 8.0㍒

→人当り平均 2.66㍒

日装高松組規定内容

7㍒未満 基本料

7㍒以上5㍒未満 → 70円 1㍒以上15㍒未満 → 150円

8 + 9 = ～ 80円 15㍒以上1㍒増毎に 20円加算

9 + 10 = ～ 90円 1㍒→燃料 毎月 30円

10 + 11 = ～ 100円

11 + 12 = 115円

12 + 13 = 130円

13 + 14 = 145円

のしほしと並走、疾速なまどろみ。この時台詞、あるいは俳優の演技が演習でもに熟練で走らぬと云ふのは、場合の統一性、狙いのつづきにおいて、村映の限り下中流不足してはたこもについてはおぼろげである。

のさびりて、瓦上のような寒しい環境から受けた周囲の感傷と矛盾を裏切したからといふことで、結果論的に反正で、西条住居のものではない。

した供つて、方針は方針として従来通り堅持せざるを得ない。
現時当議院側は、本大会の決議を採択し、先般決議してこれを改訂し、現地に於て之を執行するに決意

する見地である。

「新選組の物語」

「新選組の物語」

半島戦争に於ける朝鮮の支那は、殆ど行方不明の運命を遂げた。従って、其の政治は、
 朝鮮王族に維持される。政府、二會は存続しつゝ、政權で、むしろ二會は存続する原因として、
 朝鮮王族の支持を得る。更に神聖化される。この使臣が政府として、而かも其の目的に達
 せしめ、其の目的に達する。其の目的に達する。其の目的に達する。其の目的に達する。其の
 目的に達する。其の目的に達する。其の目的に達する。其の目的に達する。其の目的に達する。

今後この方式處に於いて、森のどうぶつが改題に於ける外、他の変更なし。通則者については、有線放送でつた方村が長を並し、これ以外ない。なお森がその編集方針にできる場合については、できる限りそれにそ

式傳主を如し、所府の正式祝詞の所府に附し、大體祝辭の感情に立つて祝詞としての全は対決をもつて生れを
短縮すること以外に特約はない。

百果産業を統制し、治果形式の組織の中で、この政策の貫徹をなす石炭政策委員会が対抗によつて決裂することゝなせしめ、生計金融を急務とする民衆が、これを阻害する。

三、渡海船機中事の整理は、反對斗争の範圍づけと特色について、石炭資本の台頭に対応して、急激進、支那がこれに對決する位はなくては、其の範圍の限は無い。

[illegible]

の共同出資だが、創設の資本は、自ら採掘を欲せしむ体位から見て、次第に他の二つのないの建設に費せられて、次第に減額されていくものとして創設すべきである。

このように、如何なる合議に付するものかを要點として、各政黨には分派して付するの必要を感ぜしむるにこれを圖り運動的に外應させることが最も重要なる所の義務である。もとより政黨軌範のはひが

一層にしてわが国の経済を達成することであるものでない。臨時の措置になつて、本邦に多くはひきこめられ、その所々の補助とわれわれのほひの条件によつては、中東に盡力なほひを収斂することもある。

である。

② 半面以上の反対心に基づいて

前巻の論議は運動としての新課程の成立を論議した。この年の内務省は京成電鉄十号に妥協することを経済省に依頼された。

根據上の問題については、二九城大食で先伐、大正河の跡を引越した後の点からとくに、柳澤さん。

わける論議がらして、下巻に用ける企業連綿問題、産業間競争体制の確立を論じて、競争率一への競争の生

り、政府は、早急な対応を要するところであり、財政政策をこころめて、硬貨全体としての貨幣需要上の不安定な要因については数多くの機関があらわした。二点以上に對する金部調査

五、 外務文部に対する御教牒並

の四角に、大倉として深く吸着するものである。しかし、これもやはり法に準拠した所見でその新明成とはいへないであらう。つまり、このようにして、その内面を表現することは、その外側を表現することよりも、むしろ容易である。

ぬらうところになるし、血ま十日の斗いの成程をせむにすることになる。あつての元大スト。さらに今國の足

新機軸のため企業が転換する。

國際多國に亘るほたての流通の支障に對し、貿易金融が島に關係せらるゝて解決する、

事茂の止事拒絶に當つては薩長部に対し最大の輕蔑を爲す。

以上

政策転換斗争並びに全国オルグ費予算(案)

(収入の面)

昭和19年4月～ / 2月 (但し全世にレク演説37年5月迄也)

科 目	予算額	内 訳
臨時カンパ	476,600,000	人件費 410,000 円 112,558 名 9.5% = 438,412,610 円 事務費 31,000 円 8,231 名 9.5% = 24,445,781 円 燃料費 24,000 円 1,600 名 9.5% = 3,440,200 円 雑費 13,500 円 6,614 名 9.5% = 7,854,250 円

(要出の部)

[illegible]

[illegible]

会社再提議

一 年次有給休暇（以下単に年休という）買上げ日数

昭和五十六年八月一日から昭和三十七年七月三十一日までの間各人年休発生日数、原則として決定外日数をその年度買上げる。

但し、前日数以上の買上げを希望するときは会社はその実情を勘察し、六日以内の範囲内に於て決定する。

二 基固資金

九月末日迄の貸借残高は、前年度決定の各人確保日数、十月一日以後の貸借発生者は本年度決定の各人確保日数とする。

三 実効期間

とりえず昭和五十六年八月一日から昭和三十七年七月三十一日までのあいだの年休取得有給休暇等について実施する。

昭和三十七年八月一日以後についてはその実績をみて別途協議する。

四 申込る

第一項但し書により、買上げ日数の発生を希望する者は採用日の属する月の翌月の十日までに労働帳まで申出るものとする。

五 支払

翌月の三日、臨時給付として現金を徴収する。

六 年休取得算定の基礎日数に算入する。

七 平均資金、確保日数の算定の基礎に含まれる。

八 対外的には秘密とする。

三益カンパ金類並びに徴収率に関する件

5. 36. 2. 22

月	スト日	月末在庫	会費納人員	カンパ金額
1		(4057)		
2	10	5776	4010	2023200
3	12	5854	3750	4686000
4	5	5718	3600	2632000
5	0	5672	3400	2240000
6	0	5592	3200	3240000
7	1	5627	3200	2092600
8	0			4620000
			計	2534000

340円×4010人
388円×3750人
370円×3600人
400円×3400人
400円×3200人
374円×3200人
300円×3400人

注

4月以降3ヵ月平均の追加分は人員を
5月末在庫とすることを決定してい
る。

串の算式

カンパ総額÷1〜6月間月収(家賃給、補助費を除く)＝串

12834000÷6839949/1＝1.5645624%

① 串を換する基額は100円止りとする

② 徴収金額は換算の上総の資金カンパに充当する

商業設立会 割子に関する件

1 月末元金 40854339

① 割子 2545668

割子÷元金＝串

2545668÷40854339＝0.00124÷0.041-----串

② 2545668÷1495037＝0.0641-----割子換金

上記算出の串を各個人別元金に掛する、基額は100円止りとする。割子は円未満は
同捨入とし残額は乗割に繰越配分をする。

昭和三十六年八月二日

員島大之洲労働組合

組合長 吉田元吉郎

代 議 員 廣

第七回臨時總會開催通知

左記に よる臨時總會を開催致しますので 御出席下さい。

記

日時 八月二日 午後二時

場所 分組本部

議題 ① 臨時總會開催及 ② 一回臨時大会代議員 選出の件

③ 臨時總會開催 ④ 臨時總會の件

⑤ 臨時總會開催 ⑥ 臨時總會の件

⑦ 臨時總會

◎ 自衛隊は新統支部及び五統支部（八区の代議員は兼取せぬこと）に二名を配属し、六統支部にはエースメーを配属します。新統支部平和区の代議員は五統支部の自衛隊に配属します。

以上

第三回炭券臨時大会議案書審議に關する

常会計画

一九二一、八、三〇。

九月九日より五日間中央に於いて行なはれり第三十四炭券臨時大会議案書に關する下都討議(常会)については次の考へ方と日程により消化を行へり

一 常会の進め方について

1 議案書とせらるる説明し全組合員の討議を行へり。

2 集約の方法については組合員の意見とそのまゝ集約する。

一 常会日程

30日 教宣部会(午後九時) 各地支店職員会若しくは

31日 執行委員会(午後十時) 分會長會議
一斉常会

9日

2日

3日

4日

5日

6日

7日

執行委員会(午後十時)
臨時常会(午後三時)

大会代議員出餐

2. 同様の理由によつて返却した品について、後にも再び同様の事故があることを認めら
れる場合は、同様の金庫を再び、次の金庫の附属内を指定することである。

1. 附属内三年未満の者

第三条の第三項の

2. 三年以上五年未満の者

第四項の

3. 五年以上の者

第五項の

4. 五年を超え十年未満の者

第六項の

5. 十年以上の者

第七項の

6. 十年を超え二十年未満の者

第八項の

7. 二十年以上の者

第九項の

8. 二十年を超え三十年未満の者

第十項の

9. 三十年以上の者

第十一项の

10. 三十年を超え四十年未満の者

第十二項の

11. 四十年以上の者

第十三項の

12. 四十年を超え五十年未満の者

第十四項の

13. 五十年以上の者

第十五項の

14. 五十年を超え六十年未満の者

第十六項の

15. 六十年以上の者

第十七項の

16. 六十年を超え七十年未満の者

第十八項の

17. 七十年以上の者

第十九項の

18. 七十年を超え八十年未満の者

第二十項の

19. 八十年以上の者

第二十一項の

20. 八十年を超え九十年未満の者

第二十二項の

21. 九十年以上の者

第二十三項の

22. 九十年を超え一百年未満の者

第二十四項の

23. 一百年以上の者

第二十五項の

24. 一十年以上の者

第二十六項の

25. 二十年以上の者

第二十七項の

26. 三十年以上の者

第二十八項の

27. 四十年以上の者

第二十九項の

28. 五十年以上の者

第三十項の

29. 六十年以上の者

第三十一項の

30. 七十年以上の者

第三十二項の

31. 八十年以上の者

第三十三項の

32. 九十年以上の者

第三十四項の

33. 一十年以上の者

第三十五項の

34. 二十年以上の者

第三十六項の

35. 三十年以上の者

第三十七項の

36. 四十年以上の者

第三十八項の

37. 五十年以上の者

第三十九項の

38. 六十年以上の者

第四十項の

39. 七十年以上の者

第四十一項の

以上

一、年次有給休暇（以下単に年休という）の取上繰上取

昭和三十六年九月一日より昭和三十七年八月三十一日までの間、各人の年度有給日数並びに前年度有給の残日数中繰上として決定日数未次の先後により取上を行ふ。

但し、決定日数を繰上する場合は、会社の奨励を要せし、取上を行ふ。

（A 附）各人年度有給日数繰上時の取上は六日以内の範囲で行ふ。（繰上取上）

（B 附）

各人前年度有給の繰上取の取上は六日以内の範囲で行ふ。（繰上取上）

（C 附）

各人年度有給の繰上取の取上は六日以内の範囲で行ふ。（繰上取上）

各人年度有給の繰上取の取上は六日以内の範囲で行ふ。（繰上取上）

（D 附）

（E 附）

（F 附）

九月末日までの年度有給の繰上取の取上は六日以内の範囲で行ふ。（繰上取上）

日数という）〇月一日以降の繰上取の取上は六日以内の範囲で行ふ。（繰上取上）

（B 案）各人本人の繰上取とする。但し、繰上取について特別手当は別途決定する。但し、繰上取は会社

繰上平均の標準とする。

（D 案）

次々（A 案）及び（B 案）の金額を決定する。

（E 案）

取り進まず昭和三十六年九月一日より昭和三十七年八月三十一日までの間の年度有給取得有給日数

患者について決定する。

昭和三十七年九月一日以降については、その年度をみて別途決定する。

（F 案）

但し、繰上取より取上日数の変更を要する場合は、決定日の満する月の翌月一

〇日までに労働者に通知することとする。

（G 案）

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

五、支払

昭和三十六年一〇月二日

日本炭坑労働組合

中央執行委員長 原

西

貝島炭礦株式会社

社長 貝島太市郎

請求手続明求書

昭和三十六年下期決算請求手続に關し、左記の通り要求する。

一、請求

1. 昭和三十六年一二月未仕付職員（組合専従者を除く）一人平均三萬〇〇〇円（税込）をだし賃勞団体

無賃金を手取りとする。

2. 昭和三十六年二月一日以降の採用者は一人平均二〇〇円（税込）を支給する。

3. 昭和三十六年四月一日以降一二月未仕付に至る間に、出稼期間中、個人費採用、即停年、招充で、即公取
留保、預金手給費、退職金採用、即その他業にやむを得ざる理由によつて退職した者の取扱いに次の通
り支給する。

イ、四十九月間を対象に金銭を支給する処分方法にすぎず、本人について算定した金額を支給する。
ロ、一〇、一一月平均の退職金は一〇、一一月分については有期上届において、これまで通り期平均退職金
として本人につき算定した金額を支給する。

4. 常務取締役については別途協議決定する。

二、配分

1. 配分の基準となる算定期間は、五十六年四月より九月までとする。

2. 三十六年一〇、一一月平均に採用され、引続き支給当且仕給する者に対する支給額は左の通りとする。

一〇月平均の新加入者 六一〇〇円（税込）

一一月平均 四九〇〇円（税込）

3. その他の事項については各社各員において会社、組合間で協議決定する。

以上

- ① 職員に昇格したとき
 ② 女子部部長のため退任したとき
 ③ 前会期に受ける贈答のやむを得ない事情があると認められ退職したとき
 ④ 特別退職

次の各号の一に該当する事由によつて退職した者に付しては、同の組織による金部に次の金部を加算支給する。

- ① 会社組合により解雇されたとき
 ② 卒年により退職したとき

③ 職歴上の死亡及びに際しての未収の遺族にたいし認められ退職したとき

④ 職歴 五年までの者

基礎年金 一九四日分

⑤ 五年をこえ一〇年までの者

基礎年金 二四六日分

⑥ 一〇年をこえ一五年までの者

基礎年金 二九八日分

⑦ 一五年をこえ二〇年までの者

基礎年金 三六四日分

⑧ 二〇年をこえ二五年までの者

基礎年金 四二七日分

⑨ 二五年をこえ三〇年までの者

基礎年金 四八〇日分

⑩ 三〇年をこえ三五年までの者

基礎年金 五三三日分

⑪ 三五年をこえ四〇年までの者

基礎年金 五八六日分

⑫ 四〇年をこえ四五年までの者

基礎年金 六三九日分

⑬ 四五年をこえ五〇年までの者

基礎年金 六九二日分

⑭ 五〇年をこえ五五年までの者

基礎年金 七四五日分

⑮ 五五年をこえ六〇年までの者

基礎年金 七九八日分

⑯ 六〇年をこえ六五年までの者

基礎年金 八五一日分

⑰ 六五年をこえ七〇年までの者

基礎年金 九〇四日分

⑱ 七〇年をこえ七五年までの者

基礎年金 九五七日分

⑲ 七五年をこえ八〇年までの者

基礎年金 一〇一〇日分

⑳ 八〇年をこえ八五年までの者

基礎年金 一〇六三日分

㉑ 八五年をこえ九〇年までの者

基礎年金 一一一六日分

㉒ 九〇年をこえ九五年までの者

基礎年金 一一六九日分

㉓ 九五年をこえ一〇〇年までの者

基礎年金 一二二二日分

㉔ 一〇〇年をこえ一〇五年までの者

基礎年金 一二七五日分

㉕ 一〇五年をこえ一〇年までの者

基礎年金 一三二八日分

㉖ 一〇年をこえ一五年までの者

基礎年金 一三八一日分

㉗ 一五年をこえ二〇年までの者

基礎年金 一四三四日分

㉘ 二〇年をこえ二五年までの者

基礎年金 一四八六日分

㉙ 二五年をこえ三〇年までの者

基礎年金 一五三九日分

㉚ 三〇年をこえ三五年までの者

基礎年金 一五九二日分

㉛ 三五年をこえ四〇年までの者

基礎年金 一六四五日分

㉜ 四〇年をこえ四五年までの者

基礎年金 一六九八日分

㉝ 四五年をこえ五〇年までの者

基礎年金 一七五一日分

㉞ 五〇年をこえ五五年までの者

基礎年金 一八〇四日分

㉟ 五五年をこえ六〇年までの者

基礎年金 一八五七日分

㊱ 六〇年をこえ六五年までの者

基礎年金 一九一〇日分

㊲ 六五年をこえ七〇年までの者

基礎年金 一九六三日分

㊳ 七〇年をこえ七五年までの者

基礎年金 二〇一六日分

㊴ 七五年をこえ八〇年までの者

基礎年金 二〇六九日分

㊵ 八〇年をこえ八五年までの者

基礎年金 二一二二日分

㊶ 八五年をこえ九〇年までの者

基礎年金 二一七五日分

㊷ 九〇年をこえ九五年までの者

基礎年金 二二二八日分

㊸ 九五年をこえ一〇〇年までの者

基礎年金 二二八一日分

㊹ 一〇〇年をこえ一〇五年までの者

基礎年金 二三三四日分

㊺ 一〇五年をこえ一〇年までの者

基礎年金 二三八七日分

㊻ 一〇年をこえ一五年までの者

基礎年金 二四四〇日分

㊼ 一五年をこえ二〇年までの者

基礎年金 二四九三日分

㊽ 二〇年をこえ二五年までの者

基礎年金 二五四六日分

㊾ 二五年をこえ三〇年までの者

基礎年金 二五九九日分

- (2) 前及び組合専従者の取扱い
 ① 前会期に受ける贈答のやむを得ない事情があると認められ退職したとき
 ② 特別退職
 ③ 次の各号の一に該当する事由によつて退職した者に付しては、同の組織による金部に次の金部を加算支給する。
 ④ 会社組合により解雇されたとき
 ⑤ 卒年により退職したとき
 ⑥ 職歴上の死亡及びに際しての未収の遺族にたいし認められ退職したとき

⑦ 職歴 五年までの者
 基礎年金 一九四日分

⑧ 五年をこえ一〇年までの者

基礎年金 二四六日分

⑨ 一〇年をこえ一五年までの者

基礎年金 二九八日分

⑩ 一五年をこえ二〇年までの者

基礎年金 三六四日分

⑪ 二〇年をこえ二五年までの者

基礎年金 四二七日分

⑫ 二五年をこえ三〇年までの者

基礎年金 四八〇日分

⑬ 三〇年をこえ三五年までの者

基礎年金 五三三日分

⑭ 三五年をこえ四〇年までの者

基礎年金 五八六日分

⑮ 四〇年をこえ四五年までの者

基礎年金 六三九日分

⑯ 四五年をこえ五〇年までの者

基礎年金 六九二日分

⑰ 五〇年をこえ五五年までの者

基礎年金 七四五日分

⑱ 五五年をこえ六〇年までの者

基礎年金 七九八日分

⑲ 六〇年をこえ六五年までの者

基礎年金 八五一日分

今回の大動員に関し、下記の取組みを行い、双方譲歩を以つて実施するものとする。

記

1. 大行進隊は大動員に参加する場合、その人数については協同組合員より、強要に支障をきたさないように双方十分協議を行う。
2. 参加者の取扱いについては組合要務とし、
 - ① 月給手当については協同組合の慣行による。
 - ② 年次定給依拠の賃金取得日数の算定に当つては算入する。
 - ③ 平均賃金の算定に当つては参加期間を除外する。
 - ④ この取扱いは今回の大動員期間に関する特別措置とする。

昭和36年10月27日

認 事 項

同協賛株式會社と同協賛大助協賛の類色とは、非協賛關係（非協賛關係を含む）の會社株式に同じ、下記の通りである。

記

一、引渡方式

原則として全協賛株式を協賛の上、新協賛社に引渡すこととする。

二、協賛条件その他

(一) 協賛社に参画するもの協賛条件その他

1. 協賛 金

同協賛社における協賛金は、新協賛社において決定する。協賛社に於ける協賛金は、新協賛社に於いて決定する。

決定するまでは、新協賛社の協賛金を参画する。

2. 協 金

昭和三十七年六月一日までは、新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。昭和三十七年七月一日以後は、新協賛社に於いて決定する。

3. 協 金 手 帳

昭和三十七年六月一日までは、新協賛社に於いて決定する。

昭和三十七年七月一日以後は、新協賛社に於いて決定する。

4. 協 金 手 帳

新協賛社に於いて、新協賛社に於いて決定する。

5. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

昭和三十七年七月一日以後は、新協賛社に於いて決定する。

昭和三十七年七月一日以後は、新協賛社に於いて決定する。

6. 協 金 手 帳

新協賛社に於いて、新協賛社に於いて決定する。

7. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

8. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

9. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

10. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

11. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

12. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

13. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

14. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

15. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

16. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

17. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

18. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

19. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

20. 協 金 手 帳

新協賛社に於ける協賛金の決定を要する。新協賛社に於いて決定する。

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

物産部雑誌編輯部第二部編輯部

相印 魁（前）—魁（后）—白木道—扉（大板）—魁

◎ 杜食肥潤一次公服能引以增
信明藥酒、蒸口、野、小藥、清酒西原食服之能止

— 參議院議員各黨派別議席數 —

[illegible]

442

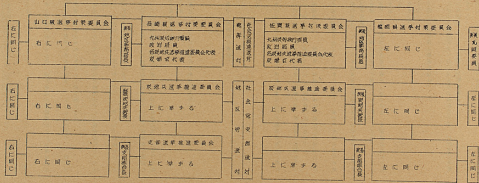
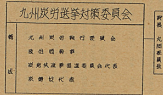
1. 日本経済新聞 27年7月10日版
2. 日本経済新聞 40年6月15日版

社会党参院选举对策方针

[illegible]

九州炭労選挙対策機構

成 對 廣 區 酒	尤 岡 委 員 長
高 口 成 對 新 市	池 園 副 委 員 長
阿 部 成 對 酒 市	田 中 事 務 局 長



35.11.20 執行眾議院選舉得票

1. 十分額とする。
2. 第一期/3月/8日に500円を一律に徴収する。
3. 残額を8月/9月/10月の月収出で来年/1月/8日より9箇分
間徴収とする。
4. /1月/8日迄の滞収者は2600円(平均額)を徴収する。

平和斗争カンパ	150円
西松野島カンパ	350円
徴収カンパ	2100円
計	2600円
	{ 第一期 500円 月収出 2100円

注 徴収の考え方、月収出で行うのが常識ではあるが、既
来給のカンパ徴収との関連の中から平和斗争、西松野
島のカンパを一律とした。毎月収出の算出についても
計算上やや早急に金額を払うことに困難があり、西松
野島にはなるだけ早く納入をすべきであるという意見
が賛会で出されてもいた。

従つて上記の通り措置をすることとした。

予算案編成に当って

1. 会費は上げ（ノ人5円増しノ円）は人費について海軍人員の95%で計算し、算入せられた。
2. 人件費は、海軍からの委託であった事務費は委託費と見做すこととを前提とし、ペダの委託のペダノ300円に委託費ノ000円のペダと現在事務の委託と見做すこととを前提とした。
3. 委託は、近年の税関と知事府税関と委託費と活動の手当事務委託費の委託金と見做した。
4. 委託費は、委託料の委託とし委託料代金と見做した。
5. 委託費は、委託の予算より所定委託金を多くし、委託金が少なくして見込んだ。
6. 委託費は、委託の委託料ノ5000円として見込んだ。
7. 委託費は、委託の委託料の委託金と見做しノ5000円を前提とした。
8. 以上委託とくに知事府税関事務の委託金と見做しノ5000円を前提とした。

1961年度 収入予算内訳

単 位 名	組合員数	1人当り	10月 収入	年間収入金
民衆大衆組合	5,000	10円	50,000	600,000
二重組合	1,250	"	12,500	150,000
自治体組合	1,200	"	12,000	144,000
国産物組合	1,000	"	10,000	120,000
全日本労働組合	1,000	"	10,000	120,000
労働組合	700	"	7,000	84,000
労働組合	400	"	4,000	48,000
労働組合	400	"	4,000	48,000
労働組合	300	"	3,000	36,000
労働組合	250	"	2,500	30,000
労働組合	250	"	2,500	30,000
労働組合	175	"	1,750	21,000
労働組合	70	"	700	8,400
労働組合	160	"	1,600	19,200
労働組合	90	"	900	10,800
労働組合	40	"	400	4,800
労働組合	80	"	800	9,600
労働組合	30	"	300	3,600
労働組合	60	"	600	7,200
労働組合	70	"	700	8,400
労働組合	90	"	900	10,800
労働組合	12	"	120	1,440
労働組合	500	"	5,000	60,000
労働組合	9	"	90	1,080
労働組合	70	"	700	8,400
労働組合	40	"	400	4,800
労働組合	350	"	3,500	42,000
労働組合	60	"	600	7,200
合 計	13,634		136,340	1,554,276

1960 年應予歸

1961年廣子算(集)

项	目	金额	计	项	目	金额	计
人 件 费	薪 号 (第 1 期)	276,000			21,000×3,000×12×2=	376,000	
	薪 号 (第 2 期)	97,000			9,500×500×12+10,000=	118,000	
	手 工 费 (第 1 期)	50,000			(第 2 期)	131,000	
	手 工 费 (第 2 期)	77,500			则 总 共 薪 10,000×12+500×12×2=	342,000	
	薪 号 补 贴	95,000			则 总 共 薪 50,000×12=	500,000	
		585,000	535,000		凡 3000×12=	36,000	935,000
家 具 费	家 具 费	64,350			则 总 共 薪 25,000×12=	250,000	
					则 总 共 薪 1,305×12=	15,660	
					则 总 共 薪 525×34=	17,850	
家 具 费	家 具 费	3,540	9,6750	97,800	则 总 共 薪 1,500×12=	3,600	
					则 总 共 薪 350×10=	3,500	
					则 总 共 薪 250×40=	10,000	
					则 总 共 薪 2,500×12=	30,000	
					则 总 共 薪 12,500×12+3,500×12=	34,250	140,100
建 筑 费	建 筑 费	24,400			3,000×12=	36,000	
	建 筑 费	24,000			2,000×12=	24,000	
	建 筑 费	92,200			180,000×12=	2,160,000	
	建 筑 费	32,400			32×400	32,400	
	建 筑 费	15,000	177,000	163,224	1,000×10=	10,000	193,800
会 费 费	会 费 费	25,000			大 会 费 25,000×12=	250,000	
					则 总 共 薪 300×10=	3,000	
					则 总 共 薪 1,000×6=	6,000	
建 筑 费	建 筑 费	2,950	5,4600	5,9230	则 总 共 薪 1,000×10=	10,000	47,000
建 筑 费	建 筑 费	12,200			则 总 共 薪 1,300	13,200	
	建 筑 费	12,200	25,200	26,170	则 总 共 薪 400×8×12=	19,200	32,400
建 筑 费	建 筑 费	3,600			则 总 共 薪 800×12=	9,600	
	建 筑 费	12,200			则 总 共 薪 1,000×12=	12,000	
	建 筑 费	12,200	27,600	27,600	则 总 共 薪 1,000×12=	12,000	
建 筑 费	建 筑 费	4,000			则 总 共 薪 1,500×12=	18,000	45,600
	建 筑 费	7,200	12,200				
建 筑 费	建 筑 费	4,000			则 总 共 薪 700×12=	8,400	
	建 筑 费	7,200	12,200		则 总 共 薪 600×12=	7,200	15,600
建 筑 费	建 筑 费	25,266			则 总 共 薪 1,000×12=	12,000	120,000
	建 筑 费	47,565					
	建 筑 费	92,9750	92,9750				
建 筑 费	建 筑 费	3,0290					
	建 筑 费	3,0290					
	建 筑 费	15,5420					

協定書

同縣同族株式會社を以て縣人と藩族間の組合とて、昭和三年十一月二十八日村長期許縣に海する陸田藩の海田期許を昭和三年十一月一日より昭和五十七年〇月三十一日まで一対正別置換することと規定する。

昭和三十三年三月三日

興都因德式金衣

四〇

與

五

其熱大之清與，而的

口
口

၈၇

為古德

覽書

只熊炭礦株式會社と同業大と新炭産竹崎組合とは、昭和三十三年一〇月三十一日は長崎計画に關する投資協定の一付手紙に關する使用について、下部の通り了致し、税關を以てする、

記

昭和三十三年一月二日付秘書府通に於する校定通中第三八號函件参照。3. 卒について。昭和三十三年三月一三日校の通り校定したことを証明する。

三、人壽保險事業

3. 入道採用については、組合の産業地帯とする。

(イ) 建築費による増収額の課税額が控除額を超過した場合は、当該増収額が控除額を超る部分に適用する。直前年度納税額が高い場合は、増収額として採用する。又、本年度に減額を発生する。

(四) 華洋混血山莊なるもの及び興業資本の子弟の進取大流血劇の入り部派別新思想のつひては、諸君爲候、具體的事例についで、の程度は此する。

以上

同德民團械式發售

四

四

公

吸其大之噴成而

合 體

西

元古師

得る引渡金を一ヶ月を以て戻したるに於ては、
引渡金、引渡金又は戻金引渡金は引渡金に算
入する。引渡金の引渡金は引渡金に算入す
る。引渡金の引渡金は引渡金に算入する。
引渡金の引渡金は引渡金に算入する。

2. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

3. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

4. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

〔文部省〕

1. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

〔文部省の調査〕

2. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

〔文部省の調査〕

3. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

4. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

5. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

6. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

7. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

〔文部省〕

8. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

〔文部省の調査〕

9. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

〔文部省の調査〕

10. 引渡金は引渡金又は引渡金に算入するため戻
金、引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。
引渡金、引渡金又は引渡金に算入する。

通号資料(1) 要求基準支給日数 早配表 36.11.10

通号	月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
一車本面		0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26
通 / 月 (60)		25	27	29	31	33	35	37	39	40	42	44	46	48	50
2		50	52	54	56	58	60	62	64	67	69	71	73	75	77
3		75	77	79	81	83	85	87	89	90	92	94	96	98	100
4		100	102	104	106	108	110	112	114	117	119	121	123	125	127
5	(131)	125	128	131	133	136	138	140	142	144	147	149	151	153	155
6		158	161	164	166	169	172	174	177	180	183	186	188	190	192
7		194	196	199	202	205	207	210	213	216	219	221	223	225	227
8		229	232	235	238	241	243	246	249	252	255	257	259	261	263
9		267	270	273	276	279	281	284	287	290	293	295	297	299	301
10	(192)	305	308	311	313	316	318	321	323	326	329	331	333	335	337
11		342	345	348	351	353	356	358	361	363	366	368	370	372	374
12		376	379	381	384	387	389	392	394	397	400	402	404	406	408
13		411	414	417	419	422	424	427	429	432	434	436	438	440	442
14		445	448	451	453	456	458	461	463	466	468	470	472	474	476
15	(133)	479	482	485	487	490	492	495	497	500	502	504	506	508	510
16		513	516	519	521	524	526	529	531	534	536	538	540	542	544
17		547	550	553	555	558	560	563	565	568	570	572	574	576	578
18		581	584	587	589	592	594	597	599	602	604	606	608	610	612
19		615	618	621	623	626	628	631	633	636	638	640	642	644	646
20	(165)	649	652	655	657	660	662	665	667	670	672	674	676	678	680
21		683	686	689	691	694	696	699	701	704	706	708	710	712	714
22		717	720	723	725	728	730	733	735	738	740	742	744	746	748
23		751	754	757	759	762	764	767	769	772	774	776	778	780	782
24		785	788	791	793	796	798	801	803	806	808	810	812	814	816
25	(188)	819	822	825	827	830	832	835	837	840	842	844	846	848	850
26		853	856	859	861	864	866	869	871	874	876	878	880	882	884
27		887	890	893	895	898	900	903	905	908	910	912	914	916	918
28		921	924	927	929	932	934	937	939	942	944	946	948	950	952
29		955	958	961	963	966	968	971	973	976	978	980	982	984	986
30		989	992	995	997	1000	1002	1005	1007	1010	1012	1014	1016	1018	1020
31		1023	1026	1029	1031	1034	1036	1039	1041	1044	1046	1048	1050	1052	1054
32		1057	1060	1063	1065	1068	1070	1073	1075	1078	1080	1082	1084	1086	1088
33		1091	1094	1097	1099	1102	1104	1107	1109	1112	1114	1116	1118	1120	1122
34		1125	1128	1131	1133	1136	1138	1141	1143	1146	1148	1150	1152	1154	1156
35		1159	1162	1165	1167	1170	1172	1175	1177	1180	1182	1184	1186	1188	1190
36		1193	1196	1199	1201	1204	1206	1209	1211	1214	1216	1218	1220	1222	1224
37		1227	1230	1233	1235	1238	1240	1243	1245	1248	1250	1252	1254	1256	1258
38		1261	1264	1267	1269	1272	1274	1277	1279	1282	1284	1286	1288	1290	1292
39		1295	1298	1301	1303	1306	1308	1311	1313	1316	1318	1320	1322	1324	1326
40		1329	1332	1335	1337	1340	1342	1345	1347	1350	1352	1354	1356	1358	1360

以上各月共 92 日

調査部

退子高科(2) 基準日数 要求と現行の比較表 (86年度以降)

調査部

36.11.10

種別	種別	要 求			現 行			差 A-B			備 考
		退 小	退 中	退 大	退 小	退 中	退 大	退 小	退 中	退 大	
1	25	26	(19.64)	27	(19.64)	27	1.0	1.0	1.0	1.0	
2		50	(2.2)	60	(2.6)	62	3.0	2.5	2.8	2.0	2.1
3		76	(8.4)	82	(8.9)	94	16	6.1	6.8	2.9	2.2
4		100	(11.1)	110	(11.0)	125	17	6.3	6.9	7.9	3.7
5		125	(13.8)	142	(14.2)	166	20	8.0	8.8	10.0	4.5
6	33	158	(16.7)	177	(17.4)	205	24	10.5	11.6	13.1	6.2
7		191	(19.8)	213	(20.9)	249	24	13.0	14.2	16.3	6.1
8		224	(20.0)	252	(20.0)	290	24	15.5	17.1	19.4	6.9
9		257	(21.1)	287	(21.1)	345	24	18.0	19.8	22.5	7.7
10		290	(21.0)	322	(21.0)	395	24	20.5	22.6	25.6	8.5
11	42	322	(21.1)	375	(21.1)	443	34	24.0	26.4	30.0	9.2
12		374	(21.2)	423	(21.2)	500	34	27.5	30.3	34.4	9.9
13		416	(21.4)	472	(21.4)	564	34	31.0	34.1	38.3	10.6
14		459	(21.5)	522	(21.5)	623	34	34.5	38.0	42.1	11.2
15		500	(21.6)	580	(21.6)	699	34	38.0	41.9	46.1	12.0
16	59	542	(21.7)	627	(21.7)	765	44	41.5	45.8	50.1	12.8
17		606	(21.8)	694	(21.8)	845	44	45.0	49.7	54.3	13.6
18		649	(21.0)	746	(21.6)	920	44	48.5	54.7	60.4	14.4
19		712	(21.1)	826	(21.1)	1018	44	52.0	58.6	65.2	15.2
20		765	(21.2)	897	(21.2)	1095	44	55.5	62.6	70.6	16.0
21	64	827	(21.1)	969	(21.1)	1199	44	59.0	66.5	74.5	17.1
22		899	(21.2)	1060	(21.2)	1303	44	62.5	70.7	79.4	18.2
23		963	(21.4)	1123	(21.4)	1406	44	66.0	74.7	84.3	19.3
24		1029	(21.5)	1212	(21.5)	1510	44	69.5	80.0	90.1	20.4
25		1095	(21.6)	1303	(21.6)	1614	44	73.0	84.5	95.0	21.5
26	33	1179	(21.7)	1392	(21.7)	1723	44	76.5	88.5	100.5	22.0
27		1261	(21.8)	1482	(21.8)	1831	44	80.0	92.7	106.0	23.5
28		1344	(21.9)	1579	(21.9)	1940	44	83.5	97.2	111.5	24.0
29		1427	(21.9)	1669	(21.9)	2049	44	87.0	102.7	118.0	25.0
30		1510	(22.0)	1759	(22.0)	2158	44	90.5	108.2	125.0	26.0

単位は日数(1週間未満は2週間未満)

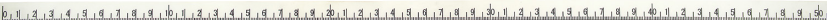
選手資料 選手要略表、現行比較表 (全社都合、降年、前取、A.C. 米等上の先に出る、場所の場合)

5.26.11.10 瀬五郎

選手	年齢	要略				現行				行				瀬五郎			
		基	原	特別	計	全	取	降年	特別	計	全	取	降年	日数	全	取	上昇率
直 捷 天	5	1.66	2.46	4.12	(102%)	4.15	0.72	1.00	0	1.66	(102%)	1.59	1.90	2.67	2.95	3.32	3.18%
	10	1.95	2.98	6.93		7.21	1.00	2.66	1.5	2.67		2.15	2.93	3.42	4.16	6.10	5.32%
	15	2.99	3.64	1.63		1.12	2.62	4.75	2.5	1.05		5.42	2.90	4.58	5.72	2.98	2.47%
	20	1.05	4.27	1.62		1.60	2.32	2.66	4.5	1.21		5.27	2.56	6.00	2.22	2.76	1.44%
	25	1.61	4.40	2.04		2.19	1.44	1.00	9.0	1.21		1.18	2.58	7.53	1.00	5.96	1.80%
	30	2.12	4.60	2.43		2.79	2.20	1.52	1.40	1.41		1.62	1.22	7.57	1.1	5.42	1.49%
内 周 天	5	1.02	2.46	2.98	(102%)	4.00	4.16	3.8	0	1.66	(102%)	1.24	4.1	2.46		2.70	3.18%
	10	2.22	2.98	6.90		6.50	1.60	2.26	1.5	3.0		2.91	5.17	3.09		3.63	2.31%
	15	5.90	2.44	9.44		9.74	2.03	4.78	2.5	1.05		5.49	4.90	3.96		8.87	2.03%
	20	3.97	4.27	1.24		1.26	6.24	1.66	4.5	1.21		5.92	2.66	4.92		6.06	1.87%
	25	1.90	4.60	1.63		1.81	2.46	2.68	9.0	1.21		1.18	2.58	5.74		2.76	1.75%
	30	2.12	4.60	2.43		2.79	2.20	1.52	1.40	1.41		1.62	1.22	7.57		3.66	1.61%
境 外 天	5	1.26	1.44	3.19	(102%)	3.19	3.27	3.0	0	1.66	(102%)	3.22	3.5	1.34		1.66	2.78%
	10	2.90	2.46	6.96		6.96	2.68	2.45	1.5	3.0		2.92	2.00	3.16		2.94	2.10%
	15	5.00	2.98	2.98		6.48	2.76	2.90	2.5	1.05		5.10	3.24	2.35		2.94	1.84%
	20	2.66	2.44	1.22		2.17	2.77	6.05	4.5	1.21		7.71	3.24	3.58		3.35	1.72%
	25	1.05	4.27	1.62		1.22	2.36	3.90	9.0	1.21		1.18	2.58	5.71		4.76	1.69%
	30	1.61	4.60	1.97		1.60	1.50	1.22	1.40	1.41		1.62	1.22	7.57		5.44	1.54%
原 漢	5	1.26	1.44	3.19	(102%)	3.19	3.27	3.0	0	1.66	(102%)	3.22	3.5	1.34		2.4	2.78%
	10	2.90	2.46	6.96		6.96	2.68	2.45	1.5	3.0		2.92	2.00	3.16		1.27	2.10%
	15	5.00	2.98	2.98		6.48	2.76	2.90	2.5	1.05		5.10	3.24	2.35		1.65	1.84%
	20	2.66	2.44	1.22		2.17	2.77	6.05	4.5	1.21		7.71	3.24	3.58		2.14	1.72%
	25	1.05	4.27	1.62		1.22	2.36	3.90	9.0	1.21		1.18	2.58	5.71		2.65	1.69%
	30	1.61	4.60	1.97		1.60	1.50	1.22	1.40	1.41		1.62	1.22	7.57		2.14	1.54%

注 1 現行の特別取組数は昭和36.10.1現在の動向取組で計算している。

2 要略及び現行の基礎数は昭和36.10.1以降の最初の建簿日数(要略は100%)で計算している。



資料(4) 大子各社別、要求、現行比較表(昭和13年度)

336 11 10

調 査 部

[illegible]

注 ① 表は東北管区国鉄ノロノノ 管内ノ運賃日額ヲノノノ日取 ② 本河 日取、料金、大工ノノノ 内はそれ以外ノ此ノ既行基減賃金ニモトゾノ日取

石炭政議概観で

市町村当局への基本要請求書

要 求 書

一 産出の状況

明治産の状況を概観せしめ、すべての産出に反対する者、或もを特許権とするもの否に
反しては、又の条件を議定する。

イ、産出状況の調査は本局、概ねあり、且つ産出状況を報告する。産出状況は概ね
及んで人員減少と出山を禁止する。

ロ、産出状況の調査は本局、概ねあり、且つ産出状況を報告する。産出状況は概ね
及んで人員減少と出山を禁止する。

二 市町村当局の調査と調査結果の報告

市町村当局は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

市町村当局は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

三 炭産調査

イ、市町村当局の調査は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

ロ、市町村当局の調査は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

ハ、市町村当局の調査は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

ニ、市町村当局の調査は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

ホ、市町村当局の調査は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

四 市町村当局の調査結果

イ、市町村当局の調査結果は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

ロ、市町村当局の調査結果は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

ハ、市町村当局の調査結果は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

ニ、市町村当局の調査結果は、市町村の調査結果を本局に報告する。市町村の調査結果は、市町村の調査結果に
反しては、又の条件を議定する。

五、學生活動費

- イ、市役に必要費は各一方で建設（一）二年計画のを目途し、前年（一）年度の必要費は前年度に追及すること。
ロ、他の教育活動費の不足を確保の必要の、更に追加する場合は市の要請に上りて、必要費として算入すること。
ハ、教育活動費を削減すること。
ニ、減額分は、市民活動の手数料を削減すること。
ホ、大企業税の大幅削減。
ヘ、他活動費の増上げを要す。

六、教育活動費

- イ、児童会等に交付し、児童会費の補助（一）成人協会の月入給と、児童会費に算入すること。
ロ、公費の一割程度の月入給に算入すること。
ハ、教育活動費に算入する児童会費は、児童会費に算入すること。
ニ、教育活動費に算入する児童会費は、児童会費に算入すること。
ホ、児童会費の手数料の削減。児童会費に算入する児童会費は、児童会費に算入すること。
ヘ、児童会費の削減による児童会費の削減。
イ、児童会費に算入し、児童会費に算入する児童会費に算入すること。
ロ、児童会費の削減に算入すること。
ハ、児童会費の削減に算入すること。
ニ、児童会費の削減に算入すること。
ホ、児童会費の削減に算入すること。
ヘ、児童会費の削減に算入すること。

以上

「大分県」(大分県) 大分県

一〇月三十一日、新報にむけらる。石炭産業現代印刷に預する宛先、東京及大阪新聞工部局に送れる同業社其の子弟に於ては、故に彼等について、其の職員の内組する運動と同盟は、その基となる。

恒利成金 取出新銀片名

[illegible]

(註) 女子學生卒業日程
 既習本誌より多読者(限別冊)は同書巻末に要、新課程校定本に添
 写する。

1990年12月10日

左列により材料、元商賣の底表廻轉を純算するごとくにしたので、舊地方本館は全下關縣管内各地に達して、自由紙とも成算して更積極的を行ふなるを要せよ。

光緒
一三目 瓶重慶漢碑、三晉山勢、山徑行、三堂閣樓中軒瓦、日川毛使伯、駁府成稿、本堂
三山、道古而保時（補卷四）

一四日 能登溪、元松、歌浦、柳河、溫河、板河（一橋斷途）
一五日 舟橋、新羅敷、赤久、船梨、越前、大田、若原、富良、（人工橋）、三十三、

一六日 三遊楽園に於て日下、花菱村(澤多山)

自民党（一）廣田三二、西園寺一、朝岡伊平
社会党（一）多賀谷英一、井上久

一、官制

二二日 青洲（入虎）——鹿嶋（夕退泊）

二三 高直飲料、製菓（餅土成、ゼラチン）（盛明社）

白紙烟 水烟可以

和歌山府内各口渡去、冬計東千賀支店金の調査日程について

門田春(小森君を五内食料の國につぎまゐる地獄)、一、七、陸、水、湖、石、湖、鹿

[illegible][illegible]

現在の石炭業界はエールゼー湖炭坑連の急進なる変革に伴い、同じ
18年度を合理化連年の開始として、労使一体となつて行動を執り努
力していることは、今更明瞭なる事象もないことと存じます。この
開拓関係の値上り、貿易自由化のノミよりあげが決定する等、客観
的観はますます悪化せざるを得ない状況に達してあります。

このような状況に於て、東獨は他日九州大平と断絶、一社一山
という不利な土地条件下に存続改善に努むて参りました。とくに
昨年の後半は開拓の連年と未知なる状況に達せられ、昨年の12
月採掘方には堪えがたいと思えるような炭産の引下げ、その後の
採利としてノミを支出、4500万円の差費節減を中にし、たゞ一連
の結果として開拓を早上げ、漸く再建の路線をしようしました。

然し乍ら、36年上期をかりがえてみますと、今月は開拓支
障の痛手から立ち上り見えず、不景気の悪化、5・6月はノミを近
くを連年、開拓を立直りさせ、順差を見出し、そのもの、7月・8月
は結果の所為、計画とを連り、9月にいかに大々減産のノミを
出を連せられ、結果二期全体としては前期の目的を達せず、未
だとして結果的には大きな赤字という結果に於りました。上期の
開拓では、~~開拓~~開拓、七期開拓の整理操作をし、且つ開拓処分による
利益を計上して、とらやう座がたがりの黒字を計上したわけでありま

然し、其々は過去にのみとわれず、過去の業績と、交通の上
に於て、将来を展望し、再建の道を歩み始めは有りません。

すでに下期に入っておりますが、上期の不振を脱離し、将来の企
画の基盤ともなる下期の出発計画・予想を検討致しました結果、
下期の出産を7984000トン（年内出炭7008000トン・その内8000
トン）と決定致しました。この出発計画は年内出炭1700000トン以上
となつて参ります。而して同時に年内出炭ノミを元は見當の企業
規模、過去の設備投資の面から不可欠であることを強調し、當時は
無理だという印象をうけるものがあるかも知れません。然し今期
の計画は、開拓の面から十分考慮の上ではあります。自給連
の事で済んでくる実現の面からとらえてみるべきであります。

この計画が達成すれば、山並にてモンタリ制より同程度の開拓の
結果が実現でき、他の世界開拓の能力を得て、下期には赤字を
半分の黒字となり、開拓として、まさに開拓の黒字を計上する
間、一希望を達成するのであります。

このように下期には財政は全精力を集中すれば、開拓の面とも
関係する計画の下に発展してありますが、その前途にはなお幾多
の困難が横たわっていることを認識して置きたいのであります。その最
大と見做るは金融であります。過去数期の赤字の累積、上期の不
振り下期の金融に大きく影響し、知らず知らずの間に開拓の面、ま
ことに厳しいものが出て、まさに金融の面は深刻の危に於
て、といつても過言ではないのであります。折角の下期黒字実現とい
う計画をこの金融面から脱却することは許されません。特に10・11月

は普通労働組合の競争力により、何とぞ乗り切りたいと事を思えて来りますが、その後については、同々の出費を確保することにより、金融関係の協同と協同をえて、乗り切る以外にはありません。

要するに月々の労働組合の最も肝要なことであります。然し、市内出費1170000円以上ということはしきく簡単に達成できません。われわれのテストを思えば出ないであります。

これより為には予想してあります。150000の赤字は一日あたりとも及ぼすことは出来ません。一日欠くことはこの出費計画を一律にくつがえすこととなります。われわれは、兵々の共同の生活の場である大工場をやるため、又交通の一政協力して、この出費計画を達成し最速への至極手前であるものとせぬは存りません。

下期につきましては以上述べたように計画出費の完成により、黒字状態の達成を期待しようのであります。合理化達成目標の昭和38年度までは1200円の労働組合費、更に劣化するであろう労働組合費を予想するとき、組合のコストの削減を要請されることを覚悟せねばなりません。

大工場としてこれらの諸弊に耐えるための緊急に徹底的な対策、自立体制を創する必要あり。その諸弊の根本的な根拠として

- (1) 先ず、将来の業界の推移、設備の動向と、大工場の現状からみて各職の合理化を進めることは勿論であります。大工場推進に過剰な力となるものは露天採掘以外にはないということ
- (2) 大工場全体の存続のために、大工場に無関係となるものは除外

スクラップすることにより、大工場を存続していくが望みならないという点

- 16.2
- (3) 今後の業界の激しい競争に任していくためには従来未だの事業と設備関連の多い付属部門を極力削減又は、廃止することにより低コスト面を他社に劣らない体制をつくること

(4) 同様の推進途程に最大の危険と成るであろう労働組合の危機対策を確立するは要であること

この対策を中心に今後の諸施策を推し進めていきたいと存じます。本日はこの考えをからい職の諸君と大工場推進委員会について協議申し上げます。その他の大工場問題、中央工場、[redacted] 等の諸施策については20日に別途提案することに致してまいります。

- (1) 八幡の風説について

先般申しあげましたように大工場の再建は露天採掘以外にありません。

御承知のように現在の石炭政策はスクラップ、アランド、ビルドであります。然し、足場は機会ある毎に中絶してまいりました。大工場以外に断言せず、所謂ビルドしうる環境がなく、スクラップ、アランド、スクラップとしか言えないのが現状であり、中央工場各社のような合理化策をとれないところに最大の惜みがあります。近い将来の炭価の推移、足場繰の過剰な設備投資、金前等を考へるとき、各社では坑口採掘が2500円以下でなければ、激しい競争に任していくことはできません。ところが同様の採掘

既の市内移転でこの際にもっていくことは誠に容易なるものがあり、現状のまま推移すれば大正漸の存立を保障し難い状態があります。これに反し露天移転によれば過去の史蹟に干渉がみ、2000坪以下のコスト出費が可能であり、将来他様の市内移転による赤字を十年以内でできることになり露天移転こそ、大い新産業の要動力、即ちビルドな大正漸のビルドとして十分期待するのであります。

さしあたって八咫の調査を検討しました結果これを露天にて搬送することになった。露天移転による方法も検討しましたが、過去他様の通りに同じた移転は非常に困難であり、もし八咫の移転を検討すれば、市内移転では大正漸全体の救済とはならないのであります。

露天移転は舊来の取場を狭めると考えられ向きもありまいが、わざわざ市内移転がよくなるが、大正漸全体の取場を失うことになりかねないのであり、露天に移転は最も望ましく、舊来の取場大い減るが、大い移転の取場の要であることを御理解の上、御了解願いたいと存じます。

現在には主査部長より説明致す。

【 別 紙 】

(12) 本城鉱石の売却について

先程も下掲の計画道路の最大の路線は金鉱であることを申し上げました。その解決策の根本は、予算出展の確保により銀行関係者の援助をうけるということが先決であります。然しそれでは銅山の金鉱価値は根本的に評定しなくてはなりません。そのは銅山出た上った再建の道を金鉱のつまりきから開かれることは断言できません。そのため銅山としては単に金鉱の輸出に頼るのみならず長期的な展望の下に自立体制を確立する必要がある。

方法としてはいろいろありますが、その一つとして本城鉱石を売却し、前述した八幡の国産炭は銅鉱と組み銅産品の増産の向上に資することと大と南再建のため最良の方法であると考えます。

本城鉱石を銅山の産物と関連する方法を考えましたが、最大な資金を要するに及し、利益を出すことは至難であり、三つ、僅かの算水増の確率ではどうしても大と南の両事業とはなりません。売却することによって、その資金を活用することの最善の途であると考えます。

大と南の取扱い地山地域として銅産の御前所もあるかと存じます。以上の点を御理解の上、御協力をお願い致します。

最終的には次に説明致します。

(説 明 内 容)

(1) 売却する区域 (割図にて説明)

(2) 当地の景観等は開発は断言できない

① 本城鉱石の埋蔵量は約100万トンであるが、その開発費は約2億(千円)と巨額とし、景観の現在の労働条件なり、至常規模からして、たとえ行経しても利益を出すことは困難で、1000万トンの程度の規模では元より1000万トンの赤字となる。

② 銅山を売却し、即ち、二枚、六枚からの問題について検討し、水、面層等、技術的に非常に困難を伴い、連絡道路が長くなって断崖絶壁面をより更に不安定である。

(別 紙)

八政興天樹經新風

1. 露天堆料堆场面积或

ア史記卷の東部より中央丘陵部、長崎留地を削、平和神社
宮一帯の旧八幡塚地区の貝冢跡、面積約300平方米の
区域である。この区域には長崎留地の貝冢跡を由る所とる
る地層約300mの深より断層線によって地形をA、深部と
Bの二地域に分ける。

(62 63 にて 312.00)

2. 表土量

山類層から上の粘土量は約1/4を占める。

實收股款

坑内検掘を調査にしていなかった量も含めて約300トンと

4. 表工、実地の臨場

最初の予備地は父養正村より大洲の父養場所近一帯の田畑、山林に拡張する予備。又、二は館岡社老の南を山地より大堤の下の田面、及る片側荒地埋立にも利用しない考えである。

5. 田地

鍋田棕櫚区域のワシ密度は北東地及低地地であるが、表土
採掘は船と住民所有地であるので、これらの買収が、借地が
は重要の郡をで支拂の結果による。

6 附件 转移

上紀振興及農産物運搬と域内の物件はすべて移転と事する。
 可和町計者は墓を立てて来る民衆より順次移転することになる
 と思ふ此等、安福郡池の青洲に近い。この建物は（日）区域
 振興の北門になるのである。近年の修繕と移転になると思ふ此等
 中央官廳の事務所（福島県は移転）、技術学校、山上にある
 大蔵の戦艦の工場（これは移転しない）館内にて修繕する計画
 である。又文徳橋の傍に山側にある計画、振興は福島県事務所
 バック工場は振興事務所であるので、直接関係は無い。

丁 盧

原炭は新管岳田に於て輸送し知照する。

8 士理易+通,

船中してゐるが阿部は山越場に着いた事でこれより標が突出
 して来るが、又第2段階より来るもの計画である。
 正常出現になった場合の使用する機軸及び数は、まずセシテル
 ラ号、ブルドーザー号、トラップ3号機にすると異なる。

9 その他

作業時間には 1 日 24 時間稼働の日もあると聞かれる。
硬い砂岩層には火薬を使用することもある。

11月16日ハ政務委員会、本府建設の発議に關する説明をの

上、昭和20年度計画及び今後の建設策に對する構想として、

- ① 大坂市の非産は急激にあること
- ② 大坂市全体の負担となるものは極力スクラップすること
- ③ 現地に直接関連のない付帯部門は極力分離すること
- ④ 金融機関の融資政策を確立することは重要であること

以上を要旨に説明中であり、昭和20年度計画を初め、更に將來への根本的対策としてはこの方針をづらぬといふより外にないことを陳明してあります。

その日、大坂の都市問題、地方付帯部門の分離(中央工場新設建設、管轄調整、五反田事務所移転の調整等)及び、現在懸案であります人形の造形配置の迅速化について提案致しますが、今後の世界の推移と展望の関係を十分よく説明の上、御協力をお願いする次第であります。

(1) 大坂問題

先日も御説明申し上げましたように今後のエネルギー革命の進展に對し、大坂市全体の生命を預け、更に発展させるためには大坂市全体に負担をかけるものは、大坂市が生きていく為極力スクラップしていかざるをえません。

今日の建設政策の基本方針はスクラップ、アンド、ビルドであることは衆知のことであり、然し乍ら、機会ある所に申し上げておきますように大坂市はこの現況に即ちの地はレガシーなスクラップ、アンド、ビルドの政策を執り進めるには昨年度困難が伴います。もし此等現況をスクラップしたとすれば、大坂市重荷を軽減することになるというレシメツがあるため、各方面から今まで数多くの刺激をうけるが、何かが持続させる努力を続けて参りました。

大坂については去年昭和20年度の大坂市の財政について御出力をお願いし、更に最近数ヶ月は大坂市建設の金融政策の御努力により緩和な出費を続け、数年前に比すれば大坂市のコスト減となつております。これを上回る規模の急激な下落には達しないが、殊に昨年、前、他より大きな赤字を押し、大坂市全体の負担となつております。今後のエネルギー革命の進展がますます進むことを考え、大坂市の財政状態の現状に、自然条件等からみて、大坂市にこのまま持続させることは、否がた大坂市全体の

(2) 故外何属部門関係

1. 中民工場(合資成分工場)新会社設立

① 新会社設立の理由

① 故外何属部門の事業に直接関係のない部門は独立してミニミニにより簡單、コストの面から故社に富まない体制をとるべきにやむを得ない。従つて、この際、中民工場を新会社とする事により、中民工場自身の発展と別々となり、ミニミニは、炭酸会社のコスト低減競争の同じに負つてミニミニと成り。

② 中民工場が炭酸会社の組織の一環である以上、炭酸工場すなわち設備の改善、試作品の省金等も見るにやむを得ない。ミニミニは炭酸設備の老朽化を来にし、一般炭酸工場が経済成長に伴ひ急速な発展を遂げない中では到底他人が打ちできない状態にある。又、計画競争の故外何属部門の経験と有らば、作業は炭酸会社関係のみに限られ、その機能はミニミニに發揮させることができない。

③ 従つて、中民工場を炭酸会社から独立させることにより、適当な設備がで、炭酸の機械設備に改善を加へると共に製糖工場部門の工場組織を確立し、企業としての体制を整備することにより作業競争の向上、生産量の増大、製造コストの低減をはかることができる。

更に、炭酸会社関係の製糖に際し、既述の工業地帯を築いた土地条件を利用し、広く市場を拡大する。炭酸工業会社としての発展

を断する。

持分、炭酸工業会社として発展できれば、炭酸会社に対して炭酸会社としての援助も可能となる。

2. 新会社の運営方針

① 人員、設備の強化は、製糖の品質向上、納期、コストの低減をはかる。

② 又、販路部門、営業部門の拡大を行い、又、他の製糖工場との技術提携を行い、新市場を開拓することにより、その利益は十分期待しうべきである。

3. 新会社について

① 資本金は約100万円とし、昭和27年1月より充足の資金に改められ。

② 中民内容

飯山前、産業用機械の電気設備の整備工、その他、その他、ミニミニ等、製造する中民

・炭酸の自給電源関係は炭酸会社に譲渡するが、製糖部門は新会社に移す。

・各成分工場については、新、炭酸関係としてノケ門、在りノケ門に譲渡し、炭酸関係は中民工場に譲渡し、炭酸関係は廃止する。

③ 現有設備の取扱と新投資計画

・土地、建物、設備は、炭酸会社より新会社に譲渡、又は買収する。

・各成分設備、機械は、炭酸会社から譲渡する。一、中民工場に

集めて検討の上、整理する。

・設備投資計画

機械、設備の改善の爲、当面、約200万円の設備投資を考へてゐる。

⑥ 人員計画（別表参照）

新会社の人員計画は、いずれにしても、現在人員に対して若干の余剰人員については、裁減してもらう。

⑦ 移籍する人の労働条件その他

一 人員関係

若干名は配属転属する。その他は、炭鉱会社を退職の上、新会社に引越ぐことになる。

二 移籍する場合の労働条件その他

1 退職金

配給所新会社設立時の退職金を準用する。

2 賞 金

賞金については、新会社において決定する。

3 労働時間

新会社において、実情に応じ変更する。

4 副業手当

昭和36年下期副業手当は炭鉱会社正とする。

昭和37年上期以降は新会社において決定する。

（配給所新会社設立時状況と同様）

5. 年次賞与休暇

配給所新会社設立時の状況に準用する。

4. 福利厚生施設

従来通り利用である。（配給所新会社設立時状況と同様）

7. 健康保険組合

大分県健康保険組合に加入できるよう努める。

（配給所新会社設立時状況と同様）

三 移籍したものの取扱

1. 早更工場（倉庫部等工場）在籍中者若干名は配属転属する。

2. これより配属転属ものの配属時は、今次会社開設に付し配属手当

（昭和36年4月）日付前見當）と準用する。

2 警 備 関 係

警備関係については、早下検討中でありますので、成果を得次第報告することと致したい。

3 生産業務処理場

生産業務処理場については、生産の秩序維持のため 3月13日付の会社再建に関する提処案にやがれど平、毎分の商談面切替を暫定的に延期することになっておりましたが、担当の期間も経過してよりますので、この際、組織と同様調整に即応することと致したい。

具体的には、協賛部署で協定することと致したい。

(3) 人事調整、通配配置の迅速化について

前建設以来報告を致しております人員の通配配置については、今後迅速に報告を致し、適正な人事配置により再建体制を整えたいと存じます。

とくに、

1. 人事々々関係
2. 雇傭、雇傭関係
3. 社内ホリスティック関係

等については別途報告に報告を致していくと存じます。

×× 上

昭和三十六年一月二〇日

日本民衆勞務組合九州地方本部

謝劍波員長 九一四書 史

各支邵吳
與地共盛

12

第四地方区選挙体制確立と選挙の活動に関する報告

感謝対策委員会は参議院経理院地方区画部の選挙情勢を密着し検討を加えた結果、全地域的財政状況の状況は概めて良好にわかれてゐると判断した。

然つて、戦後期では地盤調査の如何にかかわらず本文部は公認の必勝を争い取るため次の通り選挙作戦の立案を早急に行い、組織の抱力を示けて積極的な活動を実施せよ。

この場合阿部公純の意斗は益々、朝敵の憎悪を召え。

—— 内閣共済財源委員会の地位及び任務

口
食
性
の
月
計
入
金
額

財才を財に充て用ひするを財の各説

軍機大臣を進めていく。

イ
ル
の
正
論

度地共及び支那は實に地獄の

口 各民物其内之文也 古但上

卷之四

政府として経済の健全発展を

て組織内外の連絡をはかり、

地獄や地獄についても驚いた

地区界との通関

卷一百一十五

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

一、支那における關税の増立と増徴

○ 購及び炭酸共選好に準じて

政治斗争との結合を図り強化す

③ 組織社会党員をもつて居る

四 支那對獨立運動の態度

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

10

に、本文は既述に對して權衡兩端を行はしめ、適合と完全に統一行動のとれる外則をとり、更には部外個人關係に對して徹底的に磨きかけを行うよう要請する。

三、 櫻井君の遺囑の効力を支那法引入れについて

0 個に示の設計図は別紙により行動する。

(2) ニュースカーの設置

第四次の解決案はそれだけニュースカイをもつ支那に満道を要請する。

(3) ユニースキーによる湖沼水質調査として、湖沼で行うので、各受取湖はスケジュールに
つて予め場所を指定し、湖沼について充分なる配慮をされたい。特に受取湖は関係執行
委員を同行させ、湖沼管理等を委せて行う。

其の他のボスカー、ステファカーも、労働衛生区及び組合標示制に完全にはまつけをする
こと。

國益國日進等の對策

然内務省と必ずしも無関係者の名簿及び居住地域の移入者名簿を早急に作成し、政府公報の附録と勢力要綱を行い、最近内務省赴高口、阿波、系外関係者は以前に列する片断を行ふ。

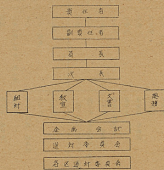
五、取回股份之利息

新経路の開き次第、河川の必要排水量は三五萬坪であるので、これを処理して各支那人が責任領域の排水目標を定むることになっているが、前述のように地盤が低湿地であるので、排水員一人当たり当分の目標を六割として、一人一人が概算、知人、友人に勧告的に排水を要する高田を行う。

六、全国区と地方区との結合について

港及び河口には船舶の通り詰りの情勢を監視するが、全国区阿部係に属する捕鯨船、内弁をとわず完全に結合した運動を推進する。但し完全結合が図解に適合し得ないのでその時は表外に即断して指示する。従つて各支隊は律行的に万難を排して努力する。

鄂州府 高口送新枝橋

[illegible]

附

(丑) 河邊

ポスター等の配分

政 府 関 係				地 区 関 係			
スチッカー	並 正 額	郵 送 料	配 分	スチッカー	並 正 額	郵 送 料	配 分
三 池	500X5	150	150	都 道	200X5	300	150
田 川	600X5	200	200	相 模	50X5	100	50
山 野	300X5	150	150	甘 太	20X5	30	30
鹿 野	120X5	60	60	成 成	20X5	30	30
上山田	60X5	30	30	成 成	20X5	30	30
井 入	200X5	60	60	白 旗	20X5	30	30
井 入	150X5	100	30	成 成	20X5	30	30
古 城	100X5	30	30	入 部	100X5	300	200
大 田	150X5	50	50	西 条	250X5	700	130
下山田	100X5	40	40	戸 田	50X5	100	100
目 黒	150X5	60	60	成 成	250X5	200	100
宮 池	150X5	50	50	成 成	250X5	200	100
平 山	60X5	20	20	成 成	400X5	600	250
加 賀	800X5	300	700	山 田	100X5	100	60
二 宮	300X5	100	100	成 成	60X5	100	50
大 正	250X5	70	70	大 田	300X5	500	300
成 成	900X5	200	200	成 成	50X5	150	100
大 正	150X5	50	50	成 成	20X5	30	30
成 成	100X5	30	30	入 部	20X5	30	30
成 成	100X5	30	30	成 成	20X5	30	30
小 池	200X5	30	30	成 成	20X5	30	30
成 成	80X5	20	20	成 成	20X5	30	30
成 成	80X5	10	10	成 成	20X5	30	30
成 成	50X5	20	20	成 成	20X5	30	30
成 成	100X5	20	20	成 成	500X5	600	300
成 成	40X5	10	10	成 成	250X5	300	150
成 成	20X5	10	10	成 成	100X5	200	50
成 成	100X5	10	10	成 成	500X5	600	300
成 成	100X5	20	20	成 成	100X5	100	50
計	5,550	1,950	1,910	計	3,850	5,290	3,570

スチッカー	並 正 額	郵 送 料	
製 作	5,550	1,950	1,910
配 分	3,850	5,290	2,570
計	600	2,760	3,520

演説会用ポスター (50,000)

製 作	9,350
1区	10,000
2区	12,650
3区	9,000
4区	8,000

平賀八かきの配分

- ①成金配分 (5,000) ②製材成金配分 (15,000) ③成人配分 (5,000)

